○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防心、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体、推出すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から海洋に有害水バラスト	第一条 この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液(目的)	第一章 総則	附則	第四章~第九章 (略) 十七条の九)	第二節 有害水バラスト処理設備の型式指定等(第十七条の七―第七条の六)	第一節 船舶からの有害水バラストの排出の規制(第十七条—第十第三章の二 船舶からの有害水バラストの排出の規制等	第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制(第十条―第十六条)	第一章~第二章の二 (略)	ヨ欠	改正案
の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災 と並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出するこ 体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等	第一条(この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液(目的)	第一章 総則	附則	第四章~第九章 (略)			第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制(第十条—第十七条)	第一章~第二章の二 (略)	ヨ欠	現

等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、 ることにより、 止並びに海上火災等に伴う船舶交通 て海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資す 海洋汚染等及び海上災害を防止し、 の危険の防止のための措置を講ず あわせて海洋汚染 もつ

海洋汚染等及び海上災害の防 止 ることを目的とする。

第二条 物質等又は廃棄物の海底下廃棄、 又は廃棄物の排 行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。 何人も、 出 船 舶 船舶からの有害水バラストの排出 海洋施設又は航空機 船舶からの排出ガスの放出その他の カコ らの油、 有害液体物質等 油、 有害液体

2 場合には、 ることができるように常時備えるとともに、 れた油又は有害液体物質等の防除、 険物の排 管理者又は設置者その他の関係者は、 船 舶の船長又は船舶 出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出さ 当該措置を適 所有者、 確に実施することにより、 海洋施設等又は海洋危険物管理施設 消火、 油、 延焼の防止等の措置を講ず 有害液体物質等若しくは危 これらの 海洋の汚染及び海 事態が発生した \mathcal{O}

上災害の防

止に努めなけ

ればならない

第三条 当該各号に定めるところによる この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ

~ 五. (略

ストを除く。 廃棄物 人が不要とした物 をいう。 油 有 害液体物質等及び有害水バラ

有害水バラスト 水中の生物を含む水バラストであつて

> 実施を確保し、 0 財 ための措置を講ずることにより、 あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の 完産の保護に資することを目的とする。 もつて海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並び 海洋汚染等及び海上災害を防 適確な 止

L

(海洋汚染等及び海上災害の防 止

第一 に努めなければならない。 舶からの排出ガスの放出その 又は廃棄物の排出、 一条 何人も、 船舶、 油 海洋施設又は航空機 有害液体物質等又は廃棄物の 他の行為により海洋汚染等をしない からの油、 海底下廃棄、 有害液体物質 船

2

管理者又は設置者その他の関係者は、 場合には、 ることができるように常時備えるとともに、 険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合におい 上災害の防止に努めなければならない れた油又は有害液体物質等の防除、 船舶の船長又は船舶所有者、 当該措置を適確に実施することにより 海洋施設等又は海洋危険物管理施設 消火、 油、 延焼の 有害液体物質等若しくは危 これらの 防止等の措置を講ず 海洋の汚染及び 事 態が発生した て排出さ \mathcal{O}

(定義

第三条 当該各号に定めるところによる この法律におい て、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ

く 五. (略)

いう。 廃棄物 人が不要とした物 (油及び有害液体物質等を除く。

(新設)

水

排出
ラスト水規制管理条約締約国の法令に従つてする有害水バラストのくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶からの当該船舶バ規制管理条約締約国」という。)のうちの一の国の内水、領海若し

ことができる。 防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更する が止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更する 前項第五号の承認には、有害水バラストの排出による海洋の汚染の

(有害水バラスト処理設備)

理設備」という。)を設置しなければならない。
ラストの船舶内における処理のための設備(以下「有害水バラスト処第十七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に、有害水バ

当する場合には、この限りでない。 を受けたものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該設備は、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備証明書の交付設備はの国土交通省令で定める船舶に設置される有害水バラスト処理

| 国土交通省令で定めるところにより、当該有害水バラスト処理設

た場合
た場合
た場合

- して国土交通省令で定めるものに該当する場合 有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることが困難な事由と国土交通省令で定める船舶に設置される前に第十七条の八第一項の二 前号に掲げる場合のほか、当該有害水バラスト処理設備が前項の
- 一号の確認に相当する確認を受けなければならない。 一項の有害水バラスト処理設備を第一項の国土交通省令で定める船舶に設置したと がラスト処理設備を第一項の国土交通省令で定める船舶に設置したと となく有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けることなく有害水 では、当該船舶に設置された有害水バラスト処理設備に明書の交付を受けることなく有害水
- 4 ばならない。 用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害 他環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行うものにつ であるかどうかについて を含む。 て第二項第 国土交通大臣は、 をしようとするときは、 号の確認 有害水バラスト処理設備のうち、 (前項に規定する同号の確認に相当する確認 あらかじめ 当該有害水バラスト処理設備が使 環境大臣の意見を聴かなけれ 薬剤の使用その
- の基準は、国土交通省令で定める。 第一項の規定による有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上

(有害水バラスト汚染防止管理者等)

|第十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該

、有害水バラスト汚染防止管理者を選任しなければならない。水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害

- 2 作成し、 らない。 関する業務の管理に関する事項及び有害水バラストの取扱いに関する 省令で定めるところにより 作業を行う者が遵守すべき事項その他有害水バラストの不適正な排出 防止 船舶所有者は に関する事項について これを当該船舶内に備え置き、 前項の国土交通省令で定める船舶ごとに、 有害水バラストの不適正な排出の防止に 有害水バ 又は掲示しておかなければな ラスト汚染防止措置手引書を 国土交通
- 3 止規程 とする。 管理者について準用する。 の三第一 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、 二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書」と読み替えるもの 以下 「油濁防止規程」 この場合において、 という。 とあるのは、 有害水バ 同項中 ラスト汚染防止 「前項の油濁防 第十七条
- いて準用する。 手引書(以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。)につ 多一等出条の二第二項の規定は、第二項の有害水バラスト汚染防止措置

(水バラスト記録簿)

第十七条の四 当該船舶を引き、 舶内に備え付けなければならない。 という。 船舶所有者。 内に備え付けることができる。 国土交通省令で定める船舶の 又は押して航行する船舶 第三項において同じ。 ただし、 分船長 は、 (同項において 引かれ船等にあつては、 水バラスト記録簿を船 (引かれ船等にあ - 引き船等 って

2 有害水バラスト汚染防止管理者は、当該船舶における有害水バラス

により、水バラスト記録簿への記載を行わなければならない。めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところトの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定

- き船等内に保存することができる。 舶内に保存しなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、引船長は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から二年間船
- 保存しなければならない。いて、同項の期間が経過した日から三年間当該船舶所有者の事務所にお船舶所有者は、前項の規定により保存された水バラスト記録簿につ
- スト記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 前各項に定めるもののほか、水バラスト記録簿の様式その他水バラ

(適用除外)

船舶については、適用しない。第十七条の五(前三条の規定は、日本国領海等又は公海のみを航行する)

いては、適用しない。 条第二項の規定の準用に係る部分に限る。)の規定は、外国船舶につ2 第十七条の二第二項から第四項まで及び第十七条の三第三項(第六

(湖、沼又は河川に関する準用)

(新設)

第十七条の六 関し必要な技術的読替えは 供する船舟類について準用する。 する船舟類から有害水バラストを湖沼等に流し く港の区域を除く。 第十七条の二から前条までの規定は湖沼等において航行の用に 第十七条の規定は湖 以 下 「湖沼等」 政令で定める。 この場合において という。 沼又は河川 において航行の用に供 の 区域 又は落とす場合につ これらの規定に (港則法に基づ

第二節 有害水バラスト処理設備の型式指定等

(有害水バラスト処理設備の型式指定)

の型式について指定する。 備製造者等」という。)の申請により、有害水バラスト処理設備をそする者その他国土交通省令で定める者(以下「有害水バラスト処理設第十七条の七 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備の製造を業と

であるかどうかを判定することによつて行う。

害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有するもの

2 前項の規定による指定は、申請に係る有害水バラスト処理設備が有

る場合について準用する。 ストの処理を行うものについて第一項の規定による指定をしようとす設備のうち薬剤の使用その他環境省令で定める方法により有害水バラ 第十七条の二第四項の規定は、国土交通大臣が有害水バラスト処理

4

又は均 製造された有害水バラスト処理設備について取消しの効力の及ぶ範囲 を限定することができる。 とができる。 た有害水バラスト処理設備 という。 国土交通大臣は、 性を有するものでなくなつたときは、 が有害水バラスト処理設備技術基準に適合しなくなり、 この場合にお 第 項の規定によりその型式について指定を受け (以下 国土交通大臣は 一型式指定有害水バラスト処理設備 その指定を取り消すこ 取消しの日までに

2~4 (略) 2~4 (略) 2~4 (略) 2~4 (略)	の排出の規制第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物	要な事項は、国土交通省令で定める。 設備証明書の様式その他当該有害水バラスト処理設備証明書に関し必の他当該指定に関し必要な事項及び前条第一項の有害水バラスト処理第十七条の九 第十七条の七第一項の規定による指定の申請書の様式そ(国土交通省令への委任)	(有害水バラスト処理設備証明書又はこれと紛らわしい書字十七条の八 前条第一項の申請をした者は、その申請に係る型式指定第十七条の八 前条第一項の申請をした者は、その申請に係る型式指定のを受付してはならない。
2~4 (略) 2~4 (略) 2~4 (略) 2~4 (略)	の排出の規制第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物	(新設)	(新設)

第四章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止)

第十八条の七 という。 れかに該当する海底下廃棄に 第十九条の三十五の四及び第五十五条第 の海底下廃棄をしてはならない。 何人も、 淟 有害液体物質等又は廃棄物 ついては、 この限りでない。 項 ただし、 (第八号において 次の各号の (以下この条、 「油等」 ず

| • | (略)

第四章の三 船舶からの排出ガスの放出の規制

(船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等)

第十九条の三十 (略)

2 九 は、 級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、 引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、 第八号において 0 (条の二十五第 て第十 国土交通大臣が当該 項の規定による登録を受けた者 九条の二十六第 「船級協会」という。 項の承認をし、 二酸化炭素放出抑制航行手引書について第十 項の確認を行つたものとみなす。 及び当該 (次項及び第五 が二酸化炭素放出抑制航行手 一酸化炭素放出抑制: 当該船級を有する間 十 条の かつ、 指標に 第 船 項 2

3 (略)

発性物質放出防止措置手引書の検査等置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮第四章の五船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措

第四章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止

れかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。という。)の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいず第十九条の三十五の四及び第五十五条第一項第七号において「油等」第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この条、

一・二 (略)

第四章の三 船舶からの排出ガスの放出の規制

第十九条の三十 (略)

船級協会による二酸化炭素放出

抑制

航行

手引書の

承認等

は、 級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、 九条の二十五第 引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、 第六号において「船級協会」という。 0 いて第十九条の二 前項の規定による登録を受けた者 国土交通大臣が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書について第十 項の承認をし、 十六第 項の 確認を行つたものとみなす。 及び当該 (次項及び第五)が二酸化炭素放出抑制航行手 酸 化炭素放出抑制 当該船級を有する間 十 条 \mathcal{O} かつ、 指 第 船 項

3 (略

第四 章 0 五. 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止 置手引書等並びに大気汚染防止 発性物質 放 沿出防 止 一措置手引書 \bar{o} 検査対象設 検 査等 備 及び

(定期検査)

第十 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了 国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。 という。 しようとするときは、 九条の三十六)の船舶所有者は、 次の表の上欄に掲げる船舶 それぞれ同表の下欄に掲げる設備等について、 当該検査対象船舶を初めて航行の用に供 〇 以 下 「検査対象船 次条第 項の 舶

同じ。 第 第十条の ら第三項まで、 海洋汚染防止設備 にお 後も航 項に規定する設備をいう。 て航行の用に供する船舟類を 行 を設置すべき船舶 二第 の用に供しようとするときも、 検 査 項又は第十七条の二 第九条の三第一 対象船舶 (第五条第一 (湖沼等 項、 項か 以下 あ 当該検査対象船舶に設置された海 下 九条の三第 洋汚染防止設備 つては、 海洋汚染防止設備等」という 同様とする。 その 三項 設備等 貨物艙を含む。 に規定する船舶に (タンカー又は第

(定期検査)

第十九条の三十六 国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。 後も航行の用に供しようとするときも、 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその しようとするときは、 という。)の船舶所有者は、 次の表の上欄に掲げる船舶 それぞれ同表の 当該検査対象船舶を初めて航行の用に供 下欄に掲げる設備等について、 同様とする。 (以 下 検査対象船 次条第 有効期間 満 項の 舶

<u> </u>	を 第十条の 三項まで 染防止設 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	その貨物館を含む。 第三項に規定する船舶 工設備(タンカー又は 対象船舶に設置された
	置けても沿角のうっ、有変沿角のる設備をいう。以下同じ。)を設	、「毎年50万七受情等」 こうあつては、その貨物艙を含む。以
	らの油、有害液体物質又はふん尿	°)
	等の排出があつた場合における海	
	洋の汚染を最小限度にとどめるた	
	めに国土交通大臣の検査を必要と	
	するものとしてその用途、航行す	
	る海域、大きさ等の区分に応じ国	
	土交通省令で定める船舶	

以

含む。

以下この項の上欄において同

条第

項第六号並びに第五十六条第

び第

三項

第四十八条第四項

第四

第一

項

第四

十七条第

項及

十九条の二、

第五十

条、

第五十五

む。

以下この項の上欄、

第十九条の

湖沼等に流し、

又は落とすことを含

有害液体物質、

ふん尿等又は

有害水

のうち、

当該船舶からの油、

ラスト

の排

出

(有害·

水

ラストを

当該検査対象船舶に備え置き、又 世手引書等 電手引書等 で
当該検査対象船舶に備え置き、又は船舶間貨物油積替作業手引書 は掲示された海洋汚染防止緊急措 でれた油濁防止緊急措置手引書 でれた油濁防止緊急措置手引書 でれた油濁防止緊急措置手引書 でれた油濁防止緊急措置手引書 でれた油濁防止緊急措置手引書 でれた油濁防止緊急措置手引書 でれて、は海洋汚染防止緊急措置手引書 であるにおいて同じ。)又は第一月書(以下「海洋汚染防止緊急措置手引書を含める。次条において同じ。)又は第一月本の二第二項に規定する技術上の基準に適合することについて、 の基準に適合することについて、 当該検査対象船舶に備え置き、又 12 表 表 の

汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 病及び当該揮発性物質放出防止措置手引書 第五条の二、第九条の三第二項若しくは第八条の二十四第二項 所及び当該揮発性物質放出防止措置手引書がそれぞれ第五 第五条の二、第九条の三第二項末しくは第八条の二十四第二項 四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四の二第二 一口項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。	(海洋汚染等防止証書)	書) 土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染 法海発性物質放出防止措置手引書等、当該大気汚染防止 第七条の二第五項(第十七条の六において準用す 第七条の二第五項(第十七条の六において準用す 第七条の二第五項(第十七条の六において準用す 第一年の二第二項若しくは第八条の二十四第二 原一十五条の二十一第二項、第十九条の二十四の二第 上の基準(第十九条の七第一項及び第二項に規定 は、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以 技術基準」という。)に適合すると認めるときは 、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手 書)	(海洋汚染等防止証書) (海洋汚染等防止証書) (海洋汚染等防止証書) (海洋汚染等防止証書)
(略)	(略)	(略)	(略)
	省令で定めるものを除く。)		の六において準用する場合を含む。次 () において準用する場合を含む。次 条において同じ。) 又は第八条の二 会することについて、国土交通大臣 の検査以外の方法により確実に確認 することができると認められる船舶 として国土交通省令で定めるものを 除く。)

付しなければならない。書に関し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引

2~5 (略)

6 る日の 期間) て国土交通省令で定めるものについては 本文の規定にかかわらず、 一号及び第三号に掲げる場合にあつては、 次に掲げる場合における海洋汚染等防止証書の有効期間は、 翌日から起算して五年 を経過する日までの期間とする。 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間 (平水区域を 当初の 国土交通大臣が別に定める 航行区域とする船舶 有効期間 が満了す 第一 であ 項 (第

一~三 (略)

7

8

(略

(国際海洋汚染等防止証書

第十九条の四十三 汚染等防止証書を交付するものとする。 国際航海に従事しないものを含む。 置手引書を備え置 十九条の三十七第 有害水 ラスト処理設備 国土交通大臣は、 き 項の国土交通省令で定める区分に従い、 若しくは掲示す を設置し 国際航海に従事する検査対象船舶 の船舶所有者の申請により、 又は有害水 き検査対象船舶にあ バラスト汚染防止措 国際海洋 つては、 第

2 (略)

3 引書を備 害水バラスト処理設備を設置し る船舟類を含む 間 国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、 の満 え置き、 了する日 第十九条の四十八第 若しくは掲示す 、臨時海洋汚染等防止 又は有害水バラスト汚染防止措置手 き湖沼等にお 項 証書の交付を受けた船 海洋汚染等防止証書の 第一 一項及び第四項 て航行の 用に供す 舶 有効 第十 有

> しなければならない。 に関し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付

2~5 (略)

6

る日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。二号及び第三号に掲げる場合にあつては、当初の有効期間)が満了す本文の規定にかかわらず、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間(第次に掲げる場合における海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項

一~三 (略)

7·8 (略)

ĺ

国際海洋汚染等防止証書

で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとするの船舶所有者の申請により、第十九条の三十七第一項の国土交通省令第十九条の四十三 国土交通大臣は、国際航海に従事する検査対象船舶

2 (略)

とする。

一つては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)まで

切間の満了する日(臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶にあ

明間の満了する日(臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶にあ

効期間の満了する日) までにお 号及び第五号、 び第九項 九条の五十 いて同じ。 第四· 第 第五十八条第十号並びに第六十五条第 + 九条 項 までとする。 にあつては、 第 第五十条、 十九条の五 第五十 当 十三第 該臨時海洋汚染等防止証書の有 条 項 第四 第五十五条の 十八条第四 項から第三項 一第四 項及

4 略

検査 対象船舶の航行

第十九条の四十四 略

2 させてはならない。 汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、 検 查対象船舶 (次項に規定するも のを除く。) は、 国際航海に従事 有効な国際海洋 2

3 れば、 1 検査対 は、 汚染防 象船: 有効な国際海洋汚染等防止 0 止 国の 措置手引書を備え置 舶 內水 (有害水バ に従事させてはならない。 領 ラスト処理設備を設置し、 海若しくは排他的経済水域又は公海におけ き 証書の交付を受けているものでな 若しく は掲 示す 又は有害水バラ きも のに限る

4 5 略

る航

海

IJ

外の

航

海

船 級協会の検 查

第十九条の四十六

略

2 質放出 汚染防止緊急措置手引書等、 た検査対象船舶 前 号において 項の規定による登録を受けた者 防止措置手引書についての検査を行 は 「船級協会」という。 当該船級を有する間は、 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物 (次項及び第五十一条の三第 が海洋汚染防止設備等、 国土交通大臣が当該海洋 かつ、 船級の登録をし 海洋 項

> 4 略

(検査対象船舶 の航行)

第十 -九条の四十四 (略)

るものでなければ、 検査対象船舶 は、 国際航海に従事させてはならない。 有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けてい

(新設)

3 4 略

、船級協会の検

第十九条の四十六

(略)

2 質放出防止措置手引書についての検査を行い た検査対象船舶は、 第八号において 汚染防止緊急措置手引書等、 前項の規定による登録を受けた者 「船級協会」という。 当該船級を有する間は、 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物 (次項及び第五 が海洋汚染防止設備等、 国土交通大臣が当該海洋 かつ、 十一 船級の 条の三第 登録をし 海洋 項

汚染防· 防止 定 検査を行 検 査 止 対象設備 設備等、 技 当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、 術基準に適合すると認めたものとみなす。 及び当該揮発性物質放出防止措置手引書に 当該大気汚染 て法

3

略

技 術 基 準 適合命令等

2 第

十九

条の四十八

略

行 認めるときは、 湖 に第六十五条第 行 を継 \mathcal{O} 沼 玉 |該船舶 停止を命じ、 1土交通-0 続 環 することが海洋環境の保全等 の船舶 大臣 境 当該船舶の は、 保全を含 三項におい 又はその航行を差し止めることができる。 所有者がその命令に従わない場合において、 前項の規定に基づく命令を発したにも む 船舶所有者又は船長に対 て同じ。 次 項 第四十-に障害を及ぼすおそれがあると (有害水 -七条第 ラストの 項 Ļ 及び第 当該 排出 かか 船 一項並び その航 に係る ねらず 舶 \mathcal{O} 航

3 略

舶安全法 この準用

第十九条の四十九 九条 設備 六条 る。 原動機を除 気汚染防止 の第六条 事項 この場合にお ノ三第 ノ 四 (有 第 害水バラスト処理設備を除く。 ノ四まで、 係 検査対象設備 項中 ル 項 次項にお 並 いて、 とあり、 びに第二十九条 船舶安全法第六条第三項及び第四項、 船 第九条第三項から第五項まで、 舶又ハ第二条第一 同法第六条第三項中 (第十九条の七第一 て同じ。 並びに同法第六条ノニ、 四 の検査又は検定について準用す 第 項各号ニ掲グル事項ニ係ル」 次項において同じ。 項の 項及び第二項に規定する 「第二条第一 規定 第六条ノ三及び第 第十一条、 は、 第六条ノニか 海洋汚染防止 項各号二掲)又は大 第二十

> 防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防 汚染防止設備等、 検査を行 技術基準に適合すると認めたものとみなす。 当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、 止措置手引書に 当該大気汚染

3 略

定

技術基準適合命令等

第十 -九条の四十八 略

2

認めるときは、 行 行 当該船舶の船舶 0 を継続することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれ 国土交通大臣は、 停止を命じ、 当 |該船 又はその 所有者がその命令に従わない場合におい 前項 舶の の規定に基づく命令を発したに 船舶 航行を差し止めることができる。 所有者又は船長に対 当該 t て、 船 が カコ その あ わらず 舶 いると 0 航 航

3 4 略

船 舶安全法の準用

第十九条の四十九 グル 条第 第六条ノ三及び第六条 設備又は大気汚染防止検査対象設備 九条ノ三第一 定について準用する。 に規定する原動機を除く。 6 第六条 事項ニ係ル」とあるのは 項各号ニ掲グル事項ニ係ル」 ノ四まで、 項並びに第二十九条 船舶安全法第六条第三項及び第四項、 第九条第三項から第五項まで、 この場合におい 匹 第 以下この条において同じ。 「海洋汚染等及び海上災害の 項中 ノ四第 とあり、 (第十九条の七第 て、 船舶又ハ第一 同 項の規定は、 法第六条第三 並びに同法第六条ノニ、 一条第 第十一条、 0 項及び第二項 第六条ノニか 海洋汚染防 防 項各号二掲 項 検査又は検 中 Ŀ 第二十 一に関す 第一 止

規定 二項、 条第 」とあるの 」とあるのは 条 同 法第十九条 六 第 四第二項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、 定 び 項 項乃至第三 とあるの は 法第 と 条 検査 五条 の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」 海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三項ニ規定スル 同 規定スル」と、 ノ四第 第 第十 項 法十 六 依 「前条、 三項、 検査 と ル査 条 = は の四十 条の二 ノ三中 規定スル」 項、 九 は 「海洋汚染等及び海 項中 ノ検査 第十九条の二十四第 同法第六条ノ二及び第六条ノ三中 条 ニ合格シタル事項ニ限ル)」とあるの 同 「同法第十九条の三十九」と、 (特別検査ヲ除ク) の三十九 第九条の三 一第二項、 九第 法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及同 「定期検 「第五条、 同法第六条第四項中 (特別検査ヲ除ク) とあるのは 項 第 検査 査又 ノ検査 第十九条の二十一 二於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、 項、 上災害の防 ハ中間検査 及前条、 と読み替えるものとする。 「同法第五条第四項、 (特別検査ヲ除ク) 第十 項又ハ第十九条の三十五の 及第 条の二第 ノ検査」とあり、 前 と、 止に関する法律第五 第二項、 とあるのは 同法第六条ノニ中 三項」とあるの 項ノ製造: 「臨時検査」 「第五条第一 は 項、 及第六条 第十九条の二十 「海洋汚染等及 第十 検査 第九条の三第 「同法第十九 及び同法第 同条中 は とあるの 項第三号 九 (前 厄 ノ検査 条 条 第二 前 第 項 第 法 項

2 · 3 (略)

(外国船舶に関する特例)

第十九条 を含む。 外国 、ては、 の 五 船 以 舶 下この 適用しない。 + 湖 沼等にお 第十九条の三十六から第十九条の四十八までの規定は 条及び第六十五条第 ただし、 て航 行の用 本邦の各港間又は港のみを航行する に供する日本船舶以外の 項第 号にお V て同じ。 船 舟類

> るのは 第三 項、 とあり、 項、 几 第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは 第五条第一項第三号」とあるのは 製造検査 臨時検査」とあるの 第三項ニ規定スル法定検査」と、 とあるの の三十五の四第1 定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一 スル」と、 0 る法律第五条第 ものとする。 項、 は 及第六条 一項ノ検査」 第十九条の二十四第一 第十九条の二十一 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八 第九条の三第二項、 「同法第十 は 及び同法第六条ノ四第 (前項ノ規定ニ依ル 同条中「第五条ノ検査 前 ノ検査」 と 項」と、 一項ニ規定スル」と、 項 九条の三十六又ハ第十九条の三 同法第六条ノ三中 、乃至第三項、 は とあるの 第 同法第十九条の三十九 「前条ノ検査 一項又ハ第十九条の三十五の 項、 第十条の二第二項、 検査ニ合格シタル は 第十九条の二十四 項中 同法第六条ノ二及び第六条ノ三中 第九条の三 「同法第十九条の二十八第三 (特別検査ヲ除ク) 「同法第十九条の三 同法第六条第四項中 「定期検 「第五条ノ (特別検査ヲ除ク) 項ニ於テ準 第 事項ニ (査又ハ中間検査」とある。 第十九条の二十一第二 、検査」 一十八ノ 検査 第 項、 十九」 及前条ノ検 四第一 限ル)」とある 項又 第十条の一 「同法第五条第 (特別検査ヲ除 と読み替える 検査」 用スル第六条 及第 ヘハ第十 前 項ニ と と 項ニ 三項 規定 一第 同 項 九 査 法

2 · 3 (略)

(外国船舶に関する特例)

第 十九条 4 を航 外国 の五十 船舶については、 行する外国 第 |船舶| 十九条の三十六か に つい 適用しない 、ては、 ら第十 ただし、 限り 九 で 条の 本邦の 兀 各港 八まで 間 又は 規定 港 は

外国船舶については、この限りでない。

(外国船舶の監督)

第十九条の五十一 (略

2 船長に対 事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、 関する作業を行うものが、 をとるべきことを命ずることができる。 せることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置 土交通省令で定めるもの)に関する必要な知識を有しないと認めるとき、 有害水バラスト、 土交通大臣は、 Ļ 当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得さ 監督対象外国船 排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱 (以下この項にお 当該取扱いに関し遵守すべき事項のうち 舶 の乗組員のうち油、 いて 「特定遵守事 その他特定遵守 当該船舶の 有害液体物 ・項」とい 国 に 2

3 • 4 (略)

(第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等)

第十 次条第 同 害 締 は、 ľ 議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。 水バラスト汚染防止措置手引書を除く。 約国の政府が第 九条の五十二 該 第一 船 の交付を受けようとする場合には、 項にお 舶 議定書締約国の政府から海洋汚染防止条約証書 の海洋汚染防 いて同じ。 検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長 議定書に定める証書として交付する書面であつて 止設備等 及び海洋汚染防止緊急措置手引書等 (有害水バ 同項にお 日本の ラスト処理設備を除く。 領事官を通じて申 いて同じ。 第一 議定書 が第 以下 有

(外国船舶の監督)

(十九条の五十一 (略)

るもの ものが、 質、 要な知識を有しないと認めるとき、 乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその 命ずることができる。 定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを を行うことができないと認めるときは、 国土交通大臣は、 排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱い (以下この項におい 当該取扱い に関し遵守すべき事項のうち 監督対象外国船 て 「特定遵守事 その他特定遵守事項に従つて作業 舶 の乗組員 当該船舶の 項」 という。 へのうち油、 国土交通省令で定め に関する作業を行う 船長に対 に関する必 有害液体物 当該 他特

3·4 (略)

(第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等)

第十九条の五十二 が第 締約国の政府が第 は、 て申請しなけ 以下同じ。 当該船舶の 第一 議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。 議定書締約国の政府から海洋汚染防止条約証書 の交付を受けようとする場合には、 海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等 ればならない。 検査対象船舶である日本船舶の 議定書に定める証書として交付する書面であつて 船舶 日 本の 所有者又は船 領事官を通じ 第 議定書 長

2

査対象船舶である日本船

舶の船:

舶所有者又は船長は

船

舶

、ラス

請

なけ

れ

ばならない

理条約に定める証書として交付する書面であつて、 本の領事官を通じて申請しなければならない。 ト水規制管理条約締約国の政府から船舶 ラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が船舶 水規制管理条約に定める基準に適合していることを証するも 舶 第四項において同じ。 ラスト 水規制管理条約締約国の の交付を受けようとする場合には 政府が船舶 バラスト水規制管理条約証書 当該船舶の有害水 ラスト 水規制管 のを バラ 日

3 (略)

り国土交通大臣が交付した国際海洋汚染等防止証書とみなす。 防止条約証書等」という。)は、第十九条の四十三第一項の規定によスト水規制管理条約証書及び大気汚染防止条約証書(以下「海洋汚染」 3 前三項の規定により交付を受けた海洋汚染防止条約証書、船舶バラ 3

(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付)

第十九条の五十三 (略)

2

理設備及び当該有害水バ るも 書に規定する外国船舶を除く。 すると認めるときは 当する検査を行うものとし、 ラスト処理設備及び当該船舶に備え置き、 有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係 該船舶バ ることの要請があつた場合には、 ラスト汚染防 国土交通大臣は のに限る。 ラスト 止措置手引書につ 以下この項にお 水規制管理条約締約国の 船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府から当 当該船舶の船舶所有者又は船長に対し ラスト汚染防止措置手引書が技術基準に その検査の結果、 いて同じ。 いて 当該船舶に設置されている有害水バ について国際海洋汚染等防止証書 船舶 第十九条の三十六の 又は掲示されている有害水 に相当する証書を交付す 当該有害水バラスト処 (第十九条の五十ただし 検査に相 国際海 適合

2 (略)

汚染等防止証書とみなす。十九条の四十三第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際海洋染防止条約証書(以下「海洋汚染防止条約証書等」という。)は、第二項の規定により交付を受けた海洋汚染防止条約証書及び大気汚

(第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付

第十九条の五十三 (略)

3 (略

洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

第七章 雑則

(関係行政機関の協力)

第四十 法人法 ると認っ 立行政法人を において同じ。 第 する独立行政法人 な協力を求めることができる。 出 環境の保全等に関し、 条第 九条の二から第五十 行 七 めるときは、 条 わ (平成十五年法律第百十八号) れ 項に規定する独立行政法人をいう。 た 玉 いう。 有 土交通大臣 害 の長又は関係する地方独立行政法人 水 (独立行政法人通則法 関係行政機関 ラ \mathcal{O} 理事長に対 資料又は情報の提供、 ス は、 条の二までにおいて同じ。 1 この法律の目的を達成するため必要が に ょ る湖 の長、 į 第二条第一項に規定する地方独 沼 海洋汚染等 関係地方公共団体の長、 等 (平成十一年法律第百三号) 0 汚染を含む。 第五十 意見の開陳その他必要)の防止及び海 船 一条の三第 (地方独立行政 舟類からの排 次項 及び第 関係 項 あ 第

2 (略)

3 規制 に関 る油、 れ \mathcal{O} があると認められるときは、 排 あ \mathcal{O} 出又は焼却により漁場の効用が著しく低下し、 林水産大臣 ため る場 有 害液体物質等、 当該漁場及びその周辺海域 合にあ 0 適切 は な措置を講ずることを要請することができる 油 は 廃棄物又は有害水バラストの排出又は焼却の 有害液体物質等、 該 国土交通大臣に対 漁 場 0 、有害水バ 周 辺 廃棄物又は有害水バラスト 0 湖沼等を含む。 ラストの Ų 又は低下するおそ この法律の施行 排出に係るも におけ

2 (略

第七章 雑則

(関係)

行政

機関の協

力

四十七条 境の保全等に関し、 第 立行政法人をいう。 法人法 (平成十五年法律第百十八号) において同じ。 力を求めることができる。 する独立行政法人 ると認めるときは、 一条第一 項に規定する独立行政法人をいう。 国土交通大臣は、 の長又は関係する地方独立行政法人 (独立行政法人通則法 関係行政 資料又は情報の の理事長に対し、 機関の長、 この法律の 提供、 第一 関係地: 自的 海洋汚染等の 二条第 (平成十一年法律第百三号) 意見の どを達 第五 方公共団 開陳その 項に規定する地方独 成するため必要 十一 防止及び海洋環 (地方独立 一条の三 体の 他必要な協 長、 第 行政 関 が 項 係 あ

(略)

3 2

焼却の 及びその周辺海域における油、 れるときは、 より漁場の効用が著しく 農林水産大臣は、 規制 0 ため 国土交通大臣に対 0 油、 適切な措置を講ずることを要請することができる 、低下し、 有害液体物質等又は廃 Ļ 有害液体物質等又は廃 又は低下するおそ この法律の施行に関 棄 物の排出又は れが 棄 不物の :あると認め 排出又は 当 ¬該漁場 焼却に

(報告の徴収等)

第四 土交通 条 省令で定めるところにより 玉 1土交通 大 臣 は 0 法 律 有害水バ 施 行 ラスト処理設備製造者 必 要な 限 度に お 7

等に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 (略

3| (略)

4 当該船 船長、 にお 作 他 は :業に関 油 有 国土交通 害 て、 海洋 水 舶 有 し報告をさせることができる。 害液体物質等、 ラストの排 国土交通省令で定めるところにより、 海洋施設又は航空機に係る油、 施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者に対 大臣又は海上保安庁長官は、 出 廃棄物又は有害水バラストの 海底下廃棄又は焼却 この法律の施行に必要な限度 有害液体物質等、 船舶所有者若しくは 排出ガスの放出その の取扱い に関する 廃棄物又 į

5 (略)

6 に、 ち 有害水 土交通 入り 大臣 ラスト 設 は 備 帳簿書類そ 処 理 0 一設備 法律 0 製造者等 施 0 他 行に必要な限度に 0 物件を検査させ 0 工場、 事 務所その お 又は関係者に て、 他 そ 0 事業場 0 職員

7 8 (略)

質問さ

せることが

できる

9

汚染防 にお 舶 染防止設備等、 くは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、 発生 項 玉 いて、 0) 土交通大臣又は海上保安庁長官は、 止 廃 油 [濁防止] 措置手引書 棄 その職員に、 物 汚染防 緊急措置手引書、 油 濁防止規程、 止 水 規 船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若し 程 バラスト記録簿 船 第七条の二第 舶 油記録簿、 発生廃棄物記録簿 この法律の施行に必要な限度 海洋施設発生廃棄物汚染防 有害液体物質記録簿、 項又は第四十条の一 有害水、 ハラスト 海洋汚 一第 船

(報告の徴収等)

(新設)

第四十八条 (略)

2| (略)

3

におい る。 船長、 質等又は廃棄物の 当 \mathcal{O} ∏該船舶、 排出、 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、 て、 海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者に対 海底下廃棄又は焼却 海洋施設又は航空機に係る油、 国土交通省令で定めるところにより、 取 扱い に関する作業に関し報告をさせることができ 排出ガスの この 放出その 有害液体物質等又は廃棄物 法 律の 船 他油、 施行に必要な限 舶 所有者若しくは 有害液体物 度

4| (略

(新設)

5 6 (略)

7 棄物汚染防止規程、 染防止設備等、 舶 くは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立 において、 項の 発生廃棄物汚染防 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、 油濁防止緊急措置手引書、 その職員に、 油濁防止規程、)止規程、 大気汚染防止検査対象設備 船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若し 船 第七条の二第 舶発生廃棄 油記録簿、 この法 物記録簿、 有害液体物質記録簿、 項又は (律の 海洋汚染等 施 一ち入り、 海洋 第四十条の二第 行に必要な限 施 防 設発生廃 海洋汚 止 証 度 書

防止条約証書等 止規程、 大気汚染防止 そ \mathcal{O} 他 検 \mathcal{O} 物件を検査させ、 查対象設備、 海洋汚染等防止証 又は関係者に質問させるこ 書、 海洋汚染

10

略

こができる。

11 12 第六項 示す証明書を携帯 第六項から前 から 第十項までの規定による立入検査の 項までの規定により立入検査をする職員は、 Ĺ 関係人にこれを提示しなければならない 権限は、 犯罪捜査の その身 分

ために認められたものと解してはならない。

油 記録簿等の写 しの証

第四十 船 事 舶 律 有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ち入つた職員は、 舶 項の写しを作成 発生廃棄物記録 0 施行に必要な限度におい 九条 所有者又は海洋施設の管理者に対して求めることができる。 前 条第九項 Ļ 簿 その写しが真正である旨の証明を船長若し 水 の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶 ラスト て、 記録簿又は燃料油供給証明書の記載 油記録簿、 有害液体物質記録簿、 この法 くは 船 所

指 導等

第四十 要な指導 は海上災害 接な関連 焼却又は排 油 を達成するため必要があると認めるときは、 有害液体物質等 九条の二 導 を 助 の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必 有する業務に携わる者に対し、 出ガスの放出その他の海洋汚染等又は海上災害の防止と密 言 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、 及び勧告をすることができる。 廃棄物若しくは有害水バラストの排出若しくは これらの者が海洋汚染等又 船舶所 有者、 この法律の目的 船長その他

> 問させることができる。 海洋汚染防止条約証書等その 他 の物件を検査させ、 又は関係者に質

8

略

9 10 ために認められたものと解してはならない。 を 第五 第五項 示す証明書を携帯し、 項 から前項までの規定により立入検査をする職員は、 から第八項までの規定による立入検査 関係人にこれを提示し の なければならない。 権限 は、 犯罪 その 捜 査

(油記録簿等の写しの 証

第四十 舶発生廃棄物記録簿又は燃料油供給証明書の 律の施行に必要な限度において、 施設の管理者に対して求めることができる 有者若しくは海洋施設の管理者の事務所に立ち入つた職員は、 その写しが真正である旨の証明を船長若し 九条 前条第七項の規定により船舶若しくは海洋施設又は船舶 油記録簿、)記載事 くは船舶所有者又は: 有害液体物質記録簿、 項 Ó 写しを作成 この 海 船 法 所

(指導等)

第四十九条の二 油、 業務に携わる者に対し、 び \mathcal{O} \mathcal{O} を達成するため必要があると認めるときは、 勧告をすることができる。 見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導 放出その他の海洋汚染等又は海上災害の 有害液体物質等若しくは廃棄物の排出若しくは焼却又は排出ガ 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、 これらの 者が海洋汚染等又は海上災害の 防止と密接な関連を有する 船 舶 所有者、 この法律の 船 長その 助 言 防 目 及 ス 的 止 他

研 究及び調 査 の推 進 等

第五十 進 調査その他 質等及び危険物の除去並びに 化炭素ガスの処分、 物及び有害水バラストの排出 その成果の普 条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推 玉 は 船 廃油及び廃船の処理、 及に努めるものとする。 舶 及び海洋施設 並 海上火災の防除に関する技術の研究及び びに排出ガスの か 5 0) 排出された油、 油 放出の防止、 有害液体物質等 有害液体物 特定二酸 廃棄

手 数料の納 付

第 除く。 五十 納 び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、 る場合を含む。 機構の放出 (業務 付しなけ) は、 条の三 の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。 ればならない。 量 確認 実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国)に規定する放出量確認に相当する確認を含む。 次の各号のいずれかに掲げる者 (第十九条の七第1 項 (同条第三項において準用す (国及び独立行政法人 機構)) 及 に を

略

する者 を含む。 条の二第 第十 第十七条の Ł 条の 以 項第 下この号におい 第 号の お 項第 V 確認に相当する確認を含む。 て準用する場合を含む 号 て同じ。 (第十七条の六におい 確認 (第十七条の) 見規定する第十 て準用する場合 を受けようと 一第三項

兀 t \mathcal{O} t 第 項 0 規 定 に よる指 定を受け ようとする者

五. 十三 (略

2

てしなければならない。 前 項の 手数料の納付 は、 ただし、 機構に納める場合を除き、 行政手続等における情報通信の技術 収入印紙をもつ

(研究及び調査の 推進等

第五十 普及に努めるものとする。 染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進 除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他海洋汚 棄物の排出並びに排出ガスの 廃油及び廃船の処理、 条 国は、 船舶及び海洋施設 排出された油、 放出の防止、 からの 有害液体物質等及び危険物の 特定 油 有害液体物質等及び 一酸化炭素ガスの処分 その の成果の 廃

(手数料の納) 付

第五十 除く。 る場合を含む。 納付しなければならな び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者にあつては、 機構の放出量確認 (業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。 一条の三) は、 実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国 次の各号のいずれかに掲げる者 に規定する放出量 (第十九条の七第1 確認に相当する確認を含む。 項 (同条第三項において準用す (国及び独立行政 機構)) 及 法

略

(新設

(新設)

三 ~ 十 略

2 てしなければならない。 前項の 手数料の が納付は、 ただし、 機構に納める場合を除き、 行政手続等における情報通 収 入印 信 紙をもつ この技術

を

え又は型式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、 定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認 |利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規 登録、 指定、 放出量確認 現金をもつてすることができる。 承認、 検査、 交付、 再交付若しくは書換 国土交通省

3

略

令で定めるところにより、

第 八章 罰則

第五十五条 処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 千万円以下の罰金に

一 分 五 略

第十七条第 項 (第十七条の六において準用する場合を含む。

規定に違反して 有害水バラストの排出を行つた者

七~十六 (略

2 犯した者は、 過失により前項第一号、 五百万円以下の罰金に処する。 第三号、 第四号、 第六号又は第七号の罪を

第五十五条の二 罰金に処する。 次の各号の 1 ずれかに該当する者は、 二百万円以下の

<u>〈</u> 匹 (略)

五. を航行の用に供し、 第十九条の四十四第一項から第四項までの規定に違反して、 又は国際航海若しくは 国の 内 水 領海若し 船舶

くは排他的経済水域若しくは公海における航海以外の航海に従事さ

せた者

六~八 (略)

> 型式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、 定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認 めるところにより、 登録、 |利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第 放出量確認、 現金をもつてすることができる。 承認、 検査、 交付、 再交付若しくは書換え又は 国土交通省令で定 項の 規

3 略

第八章

罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 千万円以下の罰金に

処する。

一 五 五

略

(新設

六~十五 略

2

は、 過失により前項第一号、 五百万円以下の罰金に処する。 第三号、 第四号又は第六号の罪を犯した者

第五十五条の二 罰 金に処する。 次の各号の いずれかに該当する者は、 二百万円以下の

(略)

五. を航行の用に供し、 第十九条の四十四第一項から第三項までの規定に違反して、 又は国際航海に従事させた者 船舶

六~八 (略)

一•二 (略)

三 第十七条第三項(第十七条の六において準用する場合を含む。)

害水バラストの排出を行つた者の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して有

五~十四 (略)

第十七名

条の

八第一

一項の規定に違反して書面を交付した者

に処する。 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金

一 (略)

十七条の六において準用する場合を含む。)、第十八条の五第一項一項若しくは第二項、第十条の三第一項、第十七条の三第一項(第一第六条第一項、第七条第一項、第八条の二第四項、第九条の四第

三~二十一 (略)

又は第三十九条の三の規定に違反した者

に処する。 第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

一 (略)

若しくは第四項(これらの規定を第十七条の六において準用する場五、第十六条第一項若しくは第三項、第十七条の四第一項、第三項一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の二第七項、第九条の五第

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に

処する。

一•二 (略)

(新_設)

(新設)

三~十二(略)

に処する。 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰

一 (略)

第三十九条の三の規定に違反した者 一項若しくは第二項、第十条の三第一項、第十八条の五第一項又は二 第六条第一項、第七条第一項、第八条の二第四項、第九条の四第

三~二十一 (略)

に処する。 第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

一 (略)

第三項、第十八条の六、第十九条の八(承認原動機取扱手引書に係五、第十六条第一項若しくは第三項、第十八条の四第一項若しくは一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十条の二第七項、第九条の五第二

五の四第三項の規定に違反した者十九条の二十一の二、第十九条の二十二第一項又は第十九条の三十十九条の二十一の二、第十九条の二十二第一項又は第十九条の三十、第十九条の八(承認原動機取扱手引書に係る部分に限る。)、第合を含む。)、第十八条の四第一項若しくは第三項、第十八条の六

ラスト記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は水バを含む。)又は第十八条の四第二項の規定により油記録簿、有害液を含む。)又は第十八条の四第二項、第十七条の六において準用する場合を含む。)のでは第十八条の四第二項、第十六条を含む。)のでは第十八条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の四第二項、第十条の四第二項、第十六条

四~十七 (略)

は虚偽の報告をした者十八の第四十八条第一項から第五項までの規定による報告をせず、又

定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者げ、若しくは忌避し、又は同条第六項、第八項若しくは第九項の規十九(第四十八条第六項から第十項までの規定による検査を拒み、妨

二十 (略)

項又は第十九条の三十五の四第三項の規定に違反した者る部分に限る。)、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二第

き事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿又は廃棄物処理記録簿に記載すべ第二項又は第十八条の四第二項の規定により油記録簿、有害液体物第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条

四~十七 (略)

は虚偽の報告をした者十八の第四十八条第一項から第四項までの規定による報告をせず、

又

質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者げ、若しくは忌避し、又は同条第六項若しくは第七項の規定による十九 第四十八条第五項から第八項までの規定による検査を拒み、妨

一十 (略)